

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市在住のひとり親又は養育者である者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項の規定に基づく子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）を利用して育児の援助を受けた場合に支払う利用料（以下「利用料」という。）の一部を助成することに関し必要な事項を定めることにより、当該ひとり親又は養育者の就労支援及び育児負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親 現に児童（生後3か月から小学校6年生までの児童をいう。以下同じ。）を養育している母又は父であって、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 配偶者（婚姻をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別又は離婚をした者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの

イ 配偶者が別表1に定める程度の障害の状態にある者

ウ 配偶者の生死が明らかでない者

エ 配偶者が引き続き1年以上児童を遺棄している者

オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

カ 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの

(2) 養育者 次のいずれかに該当する児童を現に養育している者をいう。

ア 母及び父が死亡している児童

イ 母及び父が別表1に定める程度の障害の状態にある者

ウ 母及び父の生死が明らかでない児童

エ 母及び父から引き続き1年以上遺棄されている児童

オ 母及び父が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

(対象者)

第3条 利用料の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれかに該当するひとり親又は養育者（利用料を滞納していない者に限る。）とする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づき児童扶養手当を受給している者

(2) 世帯の所得が児童扶養手当受給者の世帯と同様の水準（別表2に定めるとおり）にあるが、障害年金、遺族年金、遺族補償等の公的年金（法第3条第2項に定める給付

をいう。)の給付を受けていること並びに法第4条第2項及び第3項の規定により児童扶養手当を受給することができない者

(助成額)

第4条 利用料の助成金の額(以下「助成額」という。)は、千葉市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第16条第1項第1号に定める利用料の2分の1の額(1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、下表のとおり算定する。

時間帯	利用料の額	助成額
月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時まで	1時間当たり 700円	1時間当たり 350円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始並びに月曜日から金曜日までのうち上欄に規定する時間帯以外の時間帯	1時間当たり 900円	1時間当たり 450円

注1 時間を延長したときは、30分以下の場合の利用料の額は表に規定する額の半額となるため、この延長部分に係る助成額は、さらにその半額(175円又は225円)となる。

注2 同一世帯内の複数の児童を1人の提供会員又は両方会員が預かる場合は、2人目からは半額となるため、当該2人目からの児童に係る助成額は、さらにその半額(175円又は225円)となる。

注3 注1と注2が重なった場合(同一世帯内の複数の児童の預かりについて30分以下の延長が生じた場合)は、2人目からの児童に係る30分以下の延長部分に係る利用料は4分の1の額(175円又は225円)となるため、当該部分に係る助成額は、さらにその半額(87円又は112円)となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市在住のひとり親又は養育者である者が、他市区町村のファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に支払う利用料の助成額は、当該市区町村で定める利用料の2分の1の額(1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、キャンセル料及び食事代等の実費に係る費用については助成しない。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成額は、1月当たり20,000円を限度とする。

(委託)

第5条 本市は、本事業の効果的な運営を図るため、本事業に係る業務のうち次に掲げるものを、千葉市子育て支援館の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に指定管理業務として委託する。

- (1) 第3条第1号に該当する者及び第3条第2号に該当する者のうち母子及び父子家庭等医療費助成資格証明書を有する者の登録に関すること。

- (2) 助成金の交付申請に関すること。
- (3) 本事業の広報に関すること。
- (4) その他千葉市が本事業の目的を達成するために必要があると認める業務
- 2 本市は、本事業の実施に関して、指定管理者に対して必要な指導、助言等を行うものとする。

(対象者の登録)

第6条 利用料の助成を受けようとする者は、児童扶養手当の認定期間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）ごとに、あらかじめ、登録を受けなければならない。

- 2 登録を受けようとする者は、「千葉市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録届」（様式第1号又は第2号）に、下表に掲げる書類を添付して、区分ごとに、市長又は指定管理者に提出しなければならない。

区分	添付書類	提出先
(1) 第3条第1号に該当する者の場合	児童扶養手当受給者証の写し	指定管理者
(2) 第3条第2号に該当する者の場合	母子及び父子家庭等医療費助成資格証明書の写し	指定管理者
(3) 第3条第2号に該当する者のうち、(2)に該当しない者の場合	①ひとり親又は養育者であることを証する書類 次に掲げる書類 ア 本人及びその扶養している児童の戸籍謄本等 イ 世帯全員の住民票の写し ウ 離婚等の事実が戸籍に反映されていない場合は、離婚届受理証明その他の離婚したこと等を確認できる書類 ② 世帯の所得が児童扶養手当受給者と同様の水準にあることを証する次の書類 ・ 世帯全員の前年（1月から6月までの間に申請をする場合にあつては、2年前の年）の市県民税課税（非課税）証明 ③ その他市長が必要と認める書類	市長

- 3 前項の(3)に該当する者については、前項の規定にかかわらず、本市が、登録を受けようとする者の所得状況及び世帯状況について確認することに同意した場合は、添付書類のうち、①イ及び②について省略をすることができる。

4 市長及び指定管理者は、第3条に該当するとして登録を受けようとする者から第2項の「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録届」(様式第1号又は第2号)の提出を受けた場合は、同条に該当するかどうかを確認し、「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録確認結果通知書」(様式第3号)又は「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録通知書」(様式第4号)によりその結果を通知するものとする。

(変更及び登録抹消)

第7条 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、その登録期間内において、登録内容に変更が生じた場合又は第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに、「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業変更・登録抹消届」(様式第5号又は第6号)を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

(過去の利用分の助成)

第8条 第3条に定める対象者の要件を満たす期間内であり、かつ、「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録届」(様式第1号又は第2号)の提出された年度内の過去の利用分については、第6条第1項の規定にかかわらず、さかのぼって助成を行うことができる。

(助成金の交付申請及び交付)

第9条 登録者は、利用料の助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けようとする場合は、「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業助成金交付申請書」(様式第7号)により、市長に対して助成金の交付申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の交付申請が行われた場合は、助成額を決定し、登録者に対し、当該決定の内容を「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業助成金交付決定通知書」(様式第8号)により通知し、助成金を交付するものとする。

3 第1項の交付申請は、育児の援助を受けた月の翌月から起算して2年を経過したときはすることができない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、登録者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、期限を定めて既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、平成29年3月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 3 この要綱の施行の前に実施した相互援助活動については、改正前の要綱に基づき行われたものとする。

別表1（第2条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (2) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの

※ 備考

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、

矯正視力によって測定する。

別表 2 (第 3 条関係)

(1) 対象者が父又は母である場合

当該父又は母本人の前年(1月から7月までの間にあっては2年前の年)の所得は、次表の左欄に定めるその者の被扶養者の合計数に応じて、同表の右欄に定める額未満でなければならない。

被扶養者合計数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に被扶養者1人につき380,000円を加算した額 ※ 「被扶養者」とは、次の者をいう(以下同じ)。 ① 控除対象配偶者 ② 扶養親族 ③ ②でない児童で対象者が前年(1月から7月までの間にあっては2年前の年)の12月31日において生計を維持した者 ※ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは当該特定扶養親族1人につき150,000円をさらに加算した額

(2) 対象者が養育者である場合

当該養育者の前年(1月から7月までの間にあっては2年前の年)の所得は、次表の左欄に定めるその者の被扶養者の合計数に応じて、同表の右欄に定める額未満でなければならない。

被扶養者合計数	金額
0人	2,360,000円
1人以上	2,360,000円に被扶養者1人につき380,000円を加算した額 ※ 老人扶養親族があるときは、当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに控除対象配偶者及び扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円をさらに加算した額

(3) 対象者が父又は母であり、その配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で生計を同じくする者がいる場合

当該配偶者又は当該扶養義務者の前年（1月から7月までの間にあっては2年前の年）の所得は、次表の左欄に定めるその者の被扶養者の合計数に応じて、同表の右欄に定める額未満でなければならない。

被扶養者合計数	金額
0人	2,360,000円
1人以上	2,360,000円に被扶養者1人につき380,000円を加算した額 ※ 老人扶養親族があるときは、当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに控除対象配偶者及び扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円をさらに加算した額

※ 参考：用語説明（所得税法及び民法による）

- ① 控除対象配偶者とは、その年の12月31日の現況で、次の要件の全てに当てはまる者をいう。
 - ・ 民法の規定による配偶者であること（内縁関係の者は該当しない。）。
 - ・ 納税者と生計を一にしていること。
 - ・ 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
 - ・ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。
- ② 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうちその年12月31日現在70歳以上の者をいう。
- ③ 扶養親族とは、その年の12月31日の現況で、次の要件の全てに当てはまる者をいう。
 - ・ 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
 - ・ 納税者と生計を一にしていること。
 - ・ 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
 - ・ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。
- ④ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在16歳以上の者をいう。
- ⑤ 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうちその年12月31日現在70歳以上の者をいう。
- ⑥ 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうちその年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者をいう。
- ⑦ 民法第877条第1項に定める扶養義務者とは、直系血族及び兄弟姉妹をいう（これらの者には、互いに扶養をする義務がある）。
- ⑧ 「生計を同じくする」とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。一時出稼ぎや入院等のように一時的に別居している場合であっても、社会通念上生活に一体性が認められれば、生計を同じくする関係にあると認めることとなる。

様式第1号

千葉市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所

連絡先電話番号 - -

連絡先電子メールアドレス @

千葉市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の登録を受けたいので、届出を行います。なお、千葉市以外の市区町村の実施するファミリー・サポート・センターを利用する場合、活動の状況について、千葉市子育て支援館指定管理者が運営者に確認することに同意します。

利用する市区町村	【 市区町村】ファミリー・サポート・センター
----------	------------------------

【添付書類】 ※ 2及び4については、以下「同意書」に署名することにより、提出を省略することができます。

- 1 申請者本人及びその扶養している児童の戸籍謄本
- 2 世帯全員の住民票の写し
- 3 離婚届受理証明その他の離婚したこと等を確認できる書類（離婚等の事実が戸籍に反映されていない場合のみ）
- 4 世帯全員の前年（1月から6月までの間に申請をする場合にあっては、2年前の年）の市県民税課税（非課税）証明

同意書（以下の記載事項をよくお読みのうえ、ご署名をお願いいたします。）

届出内容の確認にあたり、申請者の世帯全員の住民登録関係情報及び市民税課税状況について、千葉市幼保支援課より関係機関等に照会することについて同意します。

(署名欄) 申請者及び15歳以上の同居人全員 (※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

ふりがな 氏名 (※)	ふりがな 氏名 (※)
個人番号※	個人番号※
ふりがな 氏名 (※)	ふりがな 氏名 (※)
個人番号※	個人番号※

※個人番号は、申請年の1月2日以降に千葉市に転入された方のみ記入してください。

なお、同意をいただいた場合であっても、当該書類等の提出をお願いすることがあります。

【振込口座】「ゆうちょ銀行以外」又は「ゆうちょ銀行」のどちらか一方に記入してください。※誤記のないようにお願いします。

ふりがな													
口座名義人氏名 ※会員氏名と同一名義													
ゆうちょ銀行以外	銀行・信用金庫										支店		
	金融機関コード				店番号			種別		口座番号（右づめで記入）			
								普通 当座					
ゆうちょ銀行	金融機関コード				記号				番号（右づめで記入）				
	9 9 0 0				1				0 の				

様式第2号

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録届

年 月 日

(あて先) 千葉県子育て支援館指定管理者

氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所

連絡先電話番号 — —

連絡先電子メールアドレス @

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の登録を受けたいので、届出を行います。なお、千葉県以外の市区町村の実施するファミリー・サポート・センターを利用する場合、活動の状況について、千葉県子育て支援館指定管理者が運営者に確認することに同意します。

利用する市区町村	【	市区町村】	ファミリー・サポート・センター
----------	---	-------	-----------------

【添付書類】

「児童扶養手当証書の写し」又は「母子及び父子家庭等医療費助成資格証明書の写し」を添付してください。

※ 世帯の所得が児童扶養手当受給者の世帯と同様の水準にあっても、障害年金、遺族年金等を受給しているため児童扶養手当を受給することができない方で、母子及び父子家庭等医療費助成資格証明書をお持ちでない場合は、戸籍謄本、世帯全員の住民票、市県民税課税（非課税）証明などの提出で登録が認められることがありますので、千葉県幼保支援課（043-245-5105）までご相談ください。

【振込口座】「ゆうちょ銀行以外」又は「ゆうちょ銀行」のどちらか一方に記入してください。※誤記のないようにお願いします。

ふりがな																	
口座名義人氏名 ※会員氏名と同一名義																	
ゆうちょ銀行以外	銀行・信用金庫										支店						
	金融機関コード				店番号				種別		口座番号（右づめで記入）						
									普通	当座							
ゆうちょ銀行	金融機関コード				記号						番号（右づめで記入）						
	9	9	0	0	1						0	の					

様式第3号

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録確認結果通知書

年 月 日

様

千葉市長 ○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで提出のあった「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録届」につきましては、確認の結果、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

- 千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の要件を満たしている
と認められたため、登録いたしました。

なお、今回の登録の有効期限は 年 月 日から、 年7月31日までとなりますので、この期限を過ぎて本事業の助成を受ける場合は、再度、登録手続きが必要となります。

- 以下の理由により、千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の
要件を満たさないと認められたため、登録することができませんでした。

<理由>

<連絡先>

千葉県こども未来局こども未来部
幼保支援課 担当
電話

様式第4号

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録通知書

年 月 日

様

千葉県子育て支援館指定管理者 印

年 月 日付けで届出のあった事項について、登録いたしましたので通知します。

なお、今回の登録の有効期限は 年 月 日から、 年7月31日までとなりますので、この期限を過ぎて本事業の助成を受ける場合は、再度、登録手続きが必要となります。

<連絡先>

ちばしファミリー・サポート・センター
(千葉県子育て支援館内)

担当

電話

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業

変更・登録抹消届

年 月 日

(あて先) 千葉県長

氏名

住所

- 千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の登録内容を、以下のとおり変更します。
- 千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の登録を、抹消します。

<変更の場合は以下に記載>

変更内容	変更前	
	変更後	

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業

変更・登録抹消届

年 月 日

(あて先) 千葉県子育て支援館指定管理者

氏名

住所

- 千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の登録内容を、以下のとおり変更します。
- 千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の登録を、抹消します。

<変更の場合は以下に記載>

変更内容	変更前	
	変更後	

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業

助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の助成金の交付を、下記のとおり申請します。

記

- 1 利用者氏名 _____
- 2 交付申請額 _____ 円 (上限額20,000円)
- 3 上記交付申請額の内訳

助成区分	助成金区分ごとの利用時間数	利用日及び利用時間帯
実 額 (円)	350 円 時間	年 月 日 : ~ :
	450 円 時間	年 月 日 : ~ :
	175 円 時間	年 月 日 : ~ :
	225 円 時間	年 月 日 : ~ :
	87 円 時間	年 月 日 : ~ :
	112 円 時間	年 月 日 : ~ :

千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業

助成金交付決定通知書

年 月 日

様

千葉市長 ○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで交付申請のなされた千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業の助成金について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額	円
交付予定日	年 月 日

なお、交付は、既に提出いただいた「千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業登録届」に記載の口座に振り込むことにより行います。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<連絡先>

千葉県子ども未来局子ども未来部
幼保支援課 担当
電話